

第64回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年10月24日(月) 午後1時25分から午後4時

開催場所 姫路市役所 10階 第3会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席	○	
2	松尾富昭	出席		
3	福岡 順	出席		
4	中塚良幸	出席		
5	田嶋仁志	出席		
6	田口篤克	欠席		
7	尾川和男	出席		
9	田中博	出席		
10	飯塚祐樹	欠席		
11	萩原和好	欠席		
12	高瀬宏章	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塚正穂	出席	○	会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 1名

## 議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農地法第3条等の規定による許可申請に係る事情聴取について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 報告第4号 合意による解約等の通知について
- 報告第5号 番地転換届について
- 報告第6号 県許可案件の許可状況について
- 報告第7号 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和4年10月24日 午後1時25分)

議長 予定の方が揃われましたので、只今から、第64回総会を開催致します。

### 【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員18名中15名の出席で過半数に達しております。会議は成立しております。なお、田口委員、飯塚委員、萩原委員より欠席の連絡を頂いております。

本日は傍聴希望者が市内に居住する方で1名おられます。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を大塚委員と福永委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願ひします。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1）を説明する。  
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が4件提出されております。

1番です。

夢前町山之内の田5.6m<sup>2</sup>につきまして、東京都板橋区の[REDACTED]より「平成10年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

2番です。

夢前町寺の畠42.9m<sup>2</sup>につきまして、夢前町寺の[REDACTED]より「平成10年以前より、山林となっている」との申請です。

3番です。

安富町柄原の畠7筆計3,220m<sup>2</sup>につきまして、名古屋市の[REDACTED]より「平成10年以前より、[REDACTED]は露天駐車場として利用しており、外6筆は山林又は原野となっている」との申請です。

4番です。

飾東町佐良和の田2筆計27,48m<sup>2</sup>につきまして、飾東町佐良和の[REDACTED]より「平成12年以前より、防火水槽及び道路の一部として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見を頂いております。

北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

[REDACTED]

議長

ないようですので、承認とすることによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

議案第2号(P2~P4)を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、17件提出されております。1番2番9番12番が市街化区域の案件であるほかは、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。1番から6番は今回許可されると下限面積を超える方の案件、7番以降が既に下限面積を超えており方の案件です。申請地は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」となっており、譲受人・借人はいずれも「個人」です。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保しております。「通作距離」については、3番が2.2kmであるほかは、いずれも1.5km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、それぞれの案件について概要をご説明いたします。

1番2番です。

飾磨区山崎の[REDACTED]が、飾磨区英賀春日町一丁目の田7.33m<sup>2</sup>につきましては、持分4分の1の権利を飾磨区中野田三丁目の[REDACTED]より「購入し所有権移転したい」との申請と、飾磨区今在家二丁目の畠104m<sup>2</sup>につきましては、飾磨区今在家二丁目の[REDACTED]より「借り受けたい」との使用賃借権設定の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、市街化区域の下限面積1,000m<sup>2</sup>を超える1,099m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「水稻、野菜、果樹」となっております。

3番です。

夢前町護持の田6.83m<sup>2</sup>につきまして、大津区天満の[REDACTED]が、夢前町護持の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件

許可されましても、[REDACTED]の耕作面積は、都市計画区域外の下限面積3,000m<sup>2</sup>を下回る2,626m<sup>2</sup>ですが、例外規定である農地法施行令第2条第3項第3号の規定である「位置、面積、形状等から隣接地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる場合で、隣接する農地を現に耕作している者が権利を取得する場合」に該当するものとして申請されております。作付作物は「水稻、牧草」となっております。

4番5番です。

豊富町豊富の[REDACTED]が、豊富町豊富の田3筆計1,293m<sup>2</sup>につきましては、[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請と、豊富町豊富の田2筆計2,027m<sup>2</sup>につきましては、豊富町豊富の[REDACTED]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000m<sup>2</sup>を超える3,687m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「水稻、野菜」となっております。

6番です。

豊富町豊富の田2筆計993m<sup>2</sup>につきまして、豊富町豊富の[REDACTED]が、大津区天満の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000m<sup>2</sup>を超える3,323m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

7番です。

網干区興浜の畑436m<sup>2</sup>につきまして、網干区浜田の[REDACTED]が、網干区浜田の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は4,379m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

8番です。

余部区下余部の田694m<sup>2</sup>につきまして、余部区下余部の[REDACTED]が、余部区下余部の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は4,247m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

9番です。

網干区興浜の畑4筆計612m<sup>2</sup>につきまして、網干区新在家の[REDACTED]が、網干区興浜の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は3,253m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

10番です。

夢前町譲持の田1,798m<sup>2</sup>につきまして、夢前町譲持の[REDACTED]が、夢前町譲持の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は9,476m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

11番です。

御国野町深志野の田816m<sup>2</sup>につきまして、御国野町深志野の[REDACTED]が、御国野町深志野の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は4,057m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

12番です。

別所町別所四丁目の田275m<sup>2</sup>につきまして、別所町別所五丁目の[REDACTED]が、大阪府吹田市の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は4,122m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

13番です。

飾東町豊國の田2筆計642m<sup>2</sup>につきまして、飾東町豊國の[REDACTED]が、飾東町豊國の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は5,057m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

14番です。

・筋東町豊國の畠4筆計752m<sup>2</sup>につきまして、筋東町豊國の[REDACTED]が、五軒邸二丁目の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は4,973m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

15番です。

船津町の田871m<sup>2</sup>につきまして、山田町多田の[REDACTED]が、三重県四日市市の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は4,628m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

16番です。

船津町の田1,163m<sup>2</sup>につきまして、船津町の[REDACTED]が、香寺町中寺の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は4,518m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

17番です。

香寺町中仁野の田1,082m<sup>2</sup>につきまして、香寺町中仁野の[REDACTED]が、香寺町広瀬の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は5,145m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

何か、ご意見ご質問等ございますか。また、報告や補足説明等ございますか。

各委員

・・・。

議長

なければ、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といいたします。

それでは、次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号(P5~P6)を説明する。

[農地法第4条の規定による許可申請について]

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、3件の申請が提出されております。

1番2番です。

林田町下伊勢の[REDACTED]より、林田町中山下の田9筆計7,998m<sup>2</sup>につきまして、「土壤改良を行い畑地に転換したい」との一時転用の申請です。申請地の農地区分は「農用地区域内農地」となっておりますので、当該転用による姫路市農業振興地域整備計画上の支障の有無について市農政総務課へ意見を求めたところ、「農地を土壤改良するにあたり、支障なし。」との回答を得ております。「事業内容」につきましては、ほ場の高低差を解消し規模を拡大し効率化を図る計画で、事業期間60日の一時転用となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、「他の許可等を

受けれる必要がある場合」につきましては、事業計画事前申請が手続済、産廃条例が確認済、土壤汚染対策法が確認済、河川法が手続中となっております。現況は「田」となっております。

この案件は、関係水利権者並びに農区長等の同意書の添付がなく、その代わりに同意がとれない理由を記載した理由書が提出されております。その経緯については、後ほど説明します。

3番です。

安富町安志の田550m<sup>2</sup>につきまして、飾磨区上野田三丁目の[ ]より「一般住宅、露天駐車場、庭を建てたい」との転用の申請です。申請地の「農地区分」は、「第2種農地」に該当すると考えており、「代替地の有無」につきましては、「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。

「事業内容」につきましては、母の居住する住宅に隣接して99.37m<sup>2</sup>の一般住宅を建て、2台分の露天駐車場と庭を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「融資」、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。現況は「畠」となっております。

1番2番につきましては、農区同意の関連でさらに説明をしたい事柄がありますので、まずは3番についてご審議頂きたいと思います。その後、1番2番の追加説明を事務局から行いますので、それからご審議頂く流れで、よろしくお願いします。

3番の案件について、北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

#### [農地法施行規則第29条第1号の確認について]

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。200m<sup>2</sup>未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可が不要となっていますが、これに該当することの確認願が1件提出されております。

調整区域の御国野町深志野の田1, 285m<sup>2</sup>のうち40.16m<sup>2</sup>につきまして、御国野町深志野の[ ]より「農業用倉庫、農作業場として利用したい」との確認申請です。申請地の「農地区分」は、「第2種農地」に該当すると考えております。現況はすでに「農業用倉庫、農作業場」となっております。このことにつきまして始末書が添付されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないものと考えております。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。それでは、まずは第4条の3番と則29条の案件について、審議したいと思います。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

・・・

議長

ないようですので、第4条の3番と則29条の案件について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認しましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」の

事務局

3番については許可相当、「農地法施行規則第29条第1号の確認」については確認とします。

では、第4条の1番2番について、事務局より説明をお願いします。

1番2番です。

林田町下伊勢の[REDACTED]より、林田町中山下の田9筆計7,998m<sup>2</sup>につきまして、「土壤改良を行い畑地に転換したい」との一時転用の申請です。

この案件は、関係水利権者並びに農区長等の同意書の添付がなく、その代わりに同意がとれない理由を記載した理由書が提出されております。なお、隣接農地の所有者及び耕作者の同意書及び土地改良区の同意書については、添付されています。

この案件の追加資料もあわせてご覧ください。

まずは、これまでの概要と、畑地転換届確認後の中山下農区と申請人との動きの経緯を説明させていただきます。

まず、これまでの概要です。7月から9月まで審議頂きました畑地転換届ですが、農区と申請人の[REDACTED]の協議をする機会を持つとの判断で[REDACTED]了解のもと継続審議としてきましたが、8月下旬からは3人の委員が農区と[REDACTED]の間に調整に入るなどしながら、9月18日に自治会と[REDACTED]の協議がなされ、金尾農区長からの書面によれば「条件付き同意だが保留」となったとのことですが、9月総会にて確認事項と決定されました。なお、申立人の金尾利幸氏は、10月11日から農区長になっておられます。

その後の経緯についてお話しさせていただきます。

9月28日ですが、前回総会では9月初めに農区あて説明文を担当委員経由で農区長に配布したと説明ましたが、金尾農区長から受け取っていない、との指摘がありました。確認した結果、事務局と委員との十分な伝達と確認ができておらず、結果渡すことができていなかつたことが判明しました。そのため、10月7日に【資料1】「水田から畑地への転換等の届出について(農区)」を作成し金尾農区長に渡しました。

度重なる事務局の不手際もあり、10月11日に岸本会長が中山下農区に出向き、説明を行い、【資料2】「林田町中山下地区における畑地転換の対応について」を渡しています。この際に、金尾農区長から【資料3】「10月11日のレジメ」を受け取っており、その内容について回答が欲しいとのことであったため、10月13日に【資料4】「10月11日のレジメに対する回答について」にて回答をしました。なお、9月の当時に農区長をされていた福島自治会長には、別途10月14日に【資料5】「林田町中山下地区における畑地転換の対応について」にて説明を行っています。

10月17日に、[REDACTED]から、【資料6】「農区同意を提出できない理由書」を受理しました。その内容は、次のとおりです。

【農区同意を提出できない理由書】

この度、新たに2か所の畑地転換を行いたいと事業計画をしております。前回同様、中山下自治会及び農区会に対して、水利代表・農区総代等の同意書を求め金尾利幸農区長に同意書を手渡しました。「検討します」との答弁でしたが、後日農業委員会事務局に対して、同意できないとの申し入れがあったと事務局より連絡を受けました。

前回、金尾利幸農区長より農業委員会に提出された「中山下農区からの同意について」の内容は「[REDACTED]からの説明内容では不十分と合意にならずに条件付き同意は保留となっております。」と明記されております。この書面につきまして当方に対して農区長として一切の説明がない状態です。よって中山下自治会長である福島氏及び役員4名に対して説明を求めたところ、福島会長より「中山下自治会総会の決議につきましては、同意するための条件の文言について農区長に一任されたものと理解しております。従って姫路市農業委員会に提出されたものが同意できないための条件提示になっているのなら金尾利幸

農区長独断の考え方によるものと判断せざるを得ず、当該総会の議長、また自治会会长としては農区長からその趣旨を直接 [ ] に説明させるべきものと考えますので、その旨を農区長に指示いたします。」役員より「9月18日の臨時総会において4つの条件を満たせば条件付き同意と決まったと認識している。その後の流れは金尾利幸農区長に一任はしているが、当事業者に正式に条件を提示する運びになつたはずだと思っております。内容の方向の違いがあつたり、事の運びが違うのであれば農区長よりその意図の説明は求めたい。」との返答でした。自治会役員の方々も農業委員会に提出された書類は確認されておられません。福島自治会会长は当方に説明するように指示をされましたが、現時点におきまして、金尾利幸農区長より当方に対しても説明は一切ございません。

よって当方といたしましてはこれ以上、農区長としての「印」を求める事はできないと判断し、中山下自治会会員の方々個々に同意書を求めて参りました。中山下の総戸数は22戸です。自治会長を始め、17戸の署名捺印を頂いております。他の5戸につきましては、1戸は同意も不同意もできないとの回答です。2戸は棄権されている方です。2戸は金尾利幸氏、[ ] で、既に農業委員会事務局に同意できないと意思表示をされておられます。

小林農業委員、大谷推進委員、農業委員会事務局より廃々自治会とのコミュニケーションを取られ、特に金尾利幸氏、[ ] と理解しあえるようにとのご助言・ご指導をいただいております。大半の自治会会員の皆様とは友好な関係であると認識しておりますが、全ての方にご理解は頂けておりません。これから耕作状況等を見て頂きながら自治会会員の皆様と理解を深めていくよう努めています。(以下省略)

#### 【農区同意を提出できない理由書・以上】

[ ] が自治会から受けた4つの要望事項については、「1. 第一工区西側の道について通行の確保」「2. 造成工事の際に傷んだ舗装の補修」「3. 造成法面の保護、土砂流出防止策、排水路の確保等、降雨防止対策の実施」「4. 官民境界の確定」で、これらに対する[ ] の回答内容が記されています。なお、中山下の総戸数22戸のうち17戸の同意の署名捺印を頂いている件については、その写しの提供を頂いており、事務局にてその原本を確認しております。

今後の事業計画についてですが、作付計画は、すでに畑地転換したところにつきましては、アスパラガスはすでに植えられており、ジャガイモは9月に作付済で、ニンニクを10月に植付予定、またタマネギを11月に植え付ける計画とのことです。今回申請の農地につきましては、畑に造成の後、ウコンを来年4月に植え付け、カサプランカ、ヒマワリの花類、小豆の作付を計画中とのことです。あわせて中山下の耕作地での作付計画を提出いただいております。

10月18日に、金尾農区長から【資料7】「10月度申請予定の[ ] の畑地転換について」を受理しております。ここでは、[ ] といまだに条件付き同意の合意ができていないため今回の農区同意についても農区として検討できない旨が述べられており、また、「畑地転換等指導要領」の取り扱いについて回答を求めておられます。これに対し、10月20日に【資料8】「「10月11日のレジメ」及び令和4年10月18日付「10月度申請予定の[ ] の畑地転換について」に対する回答について」にて追加で回答しております。書面中で指摘の「農業委員会事務局は申請者に法的に実質指導できない「畑地転換等指導要領」と言われているように思いますが、そうであるのかどうかお尋ねします。仮に、そうであるなら、緊急に住民が安全、安心できる仕組みを作成し、ご提示願えないでしょうか。」につきましては、当該要領はその性質上「住民に対して法的拘束力を持たない」との回答となること、住民の安全安心という点につきましては、当該要領に基づく行政指導の他に、「産業廃棄物等の不適切な処理の防止に関する条例」などの他法令と連携しつつ対処していくこと、当該要領が不十分であるとの指摘については、県における畑地転換に係る施策も注視しながら、今後見直しの検討を進めていくこと、

また、地元におかれましては、今回の件で [ ] に提示された 4 つの要望事項などのルール作りやこれからを見据えた関係の構築などをお願いしたいと思います、と説明しております。

なお、10月19日に、すでに畑地転換済の計 6,222 m<sup>2</sup>について、県からその取扱いについて連絡があり、「本来造成前に手続きをしてもらうべきもので、事後ではあるが 4 条許可申請の提出を求める」との指示がありました。このことについては、すでに [ ] に連絡をしております。

以上、中山下農区と [ ]との動きの経緯を説明させていただきました。

追加資料については、持ち帰らず回収といたします。ただし【資料 7】「10月度申請予定の [ ] の畑地転換について」については、金尾農区長から配布の希望を頂いているので、持ち帰っていただいてかまいません。

今回の 4 条許可申請において、関係水利権者並びに農区長等の同意書の添付はありませんが、県の取扱いとして特別な事情で同意書が取れない場合は、その理由の記載した陳明書を提出することとなっており、必要な添付書類としては提出がなされていると事務局では判断しております。

この案件、転用面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当である」との意見となっております。北西部地区農政協議会におきましては、許可相当であるとの意見となっております。

申請書受理日から 3 週間以内に県へ送付することとなります。その際の意見など、よろしく、ご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

3 号議案農地法第 4 条申請の 1 番 2 番、畑地転換について、前月までの畑地転換届の概要、また中山下農区との対応など、詳しい資料を準備して頂いて、説明を受けました。この案件、面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えておりますので、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しました。メンバーの橋本委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

橋本委員

今回の申請地は [ ] の周辺になります。畑にして、小豆や花やウコンを植えるということにして、周辺を見ましたが、水路への影響も考慮されているし、[ ] を作業用に通路にするために解体されているところで、切った庭木の大木が置いてありました。すでに盛土をして畑にした農地については、問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。

私から付け加えますと、前回審議した 1 回目の畑地転換後の農地がどうなっているのかについても判断材料となりますので、あわせて現地調査しました。1 回目の畑地転換の農地には、ジャガイモであったりアスパラガスであったりあるいはまたヒマワリが植え付けられており、ジャガイモは芽吹いたところでした。その他まだ作付けされていないところにつきましても、ニンニクであったりタマネギであったりが予定されているということで、そこについてはすでに耕起されており、肥料もまかれていると聞きましたが、きれいに耕起されいつでも作付できる状態であると判断して参りましたことを報告いたします。

次に、18日に開催された北西部地区協議会においてどのような協議がなされどのような結論がなされたのか、報告を頂いて、判断材料の一つとして参りたいと思いますので、北西部地区農政協議会の会長であられます田舎委員から当日の概要報告をお願いします。

田舎委員

の方から、10月18日に行われた北西部地区農政協議会の内容について、説明をさせていただきます。

農業委員また推進委員の方から意見を頂きましたが、一番の問題は農区同意がないということについてどう判断するか、ということで、委員の方から出ま

した話を総合させていただきますと、まず農業委員の任務とはどういうものであるのかというところで、農地が適正に継続して管理利用されることを指導していく立場であるということ、そして、農業者を支援していくことも農業委員の仕事であろうと、いうところからですね、農地の使用利用について所有している方また使用している方の場所それぞれの事情があるでしょうけれども、規則に則っている限りは承認をしましようと、所有者使用者が規則に則つて今後管理していくことをきちっと見届けましょうと、いうふうな話がでした。これに基づきまして、北西部全員この件につきましては許可相当という結論を出すことといたしました。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

前置きの説明が長くなりましたが、過去の経緯から現在に至るまでが重要でもありますので詳細な内容をまず皆様方にご理解を頂くということが大事だと思います。

それでは、そういうことを前提として、審議に入りたいと思います。この件について、ご意見、ご質問等があれば、発表していただきたいと思います。

高濱委員

前回の総会で採決したのはなんだったんでしょうか。

議長

前回は第1回目の畠地転換届に対する採決で、この件については許可相当だと結論付けました。今回は第2回目で、議案は別で4条申請の畠地転換にかかる一時転用に対する審議です。申請地の場所が違う。

福永委員

農区長等の同意がとれない理由書の2枚目に、自治会長からの要望事項4点とそれに対する回答が書かれていますが、これ見る限り、許可して問題ないんじゃないかなと、私は思います。

議長

自治会からの要望に対しきちんと回答出来ているんじゃないかな、との発言で、最終的には許可していいんじゃないかなろうか、とのことでございました。  
他に、何かございますか。

青田委員

前回審議した第1回目の農地について、作付はされているんですか。無断転用みたいなことにはなってないですか。

事務局

資料に現地写真を載せておりますが、マルチを張ってジャガイモが作付されています。また、アスパラガスやヒマワリも植えています。転用されてはいません。

青田委員

前回が農地としてきちんと管理されているのであれば、次の申請地も農地として管理していただけるでしょうから許可相当としていいと思います。

議長

農地すべてに作付がされているわけではないですが、作付けされていないところについても、ニンニクやタマネギを植えるということできれいに耕起されていることは、今日の午前中の現地調査で確認してきました。

他に何かございますか。

高濱委員

1回目のところはまだ農区同意が得られていないんですか。それで今回の2回目のところも同意が得られていない、ということですか。変わらず地元と揉めているということですか。

事務局

1回目については、農区同意は得られませんでしたが、地元農区と申請人との協議がなされたということで結論を出しましょうということで決着しました。今回申請の2回目については、状況は変わっておらず地元農区と申請人と

の間で調整がついていないが、地元の反対派の方が農区長となっておられ、申請人としては反対派が農区長だから同意が取れないことから、自治会住民は賛成ですということを示すため、地元22軒のうち17軒の同意書を提出いただいています。22軒のうち17軒は賛成、2軒は反対で、その2軒のうち1軒が現在農区長という整理になっているかと思います。

今回は県の許可申請なので、県の方は地元農区の同意が取れていないのであればどういう理由で同意が取れていないのか理由を説明したものを添付すれば受付しますということなので、理由書は添付いただいているので、これでもって県へ提出することは可能と判断しています。

宮下委員

わかったようなわからんような話。後に禍根を残すような感じの問題が生じてこないか、地域の中の問題としてね。

議長

今お話があつたように、将来に禍根を残さないように姫路市農業委員会は沿って行きたいと思いますので、皆さん方にも共通認識を持ってもらいたく、発表を願つたりして進めてまいりますので、忌憚のないご意見を頂戴しながら、皆で考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

事務局

事務局窓口でも、事あるごとに、話をしてくださいね、調整に努めてくださいね、ということは、双方に話しかけを務めています。

大塙委員

米であれば10アールであろうが1ヘクタールであろうが、6月の頭に水が入ったら代かきができる、6月中頃には田植ができる、青々として、ああここはちゃんと農業がされているなど判断できるけれども、畑作であれば同じ品種を一気にやることは不可能ですので、1年中畑作をやろうとすればやっぱり時間差で農地を耕して作付をして栽培して収穫していくと、10ある農地の1つや2つはまだ先やから草が伸びてるところも出てくる。そういう作付の時間差が出てくる。それを1か所見て手抜いてる、農業できない、というのは、農業を育てる意味からも大局的立場に立って指導をしていこうじゃないか、という意見も北西部では出ていました。

今日現地を見せていただいて、1回目のところはジャガイモが植わっている、次ニンニクを植えるところはきれいに耕起されている、タマネギを植えるところは、もう1回ぐらい鋤かれると思いますが、ちゃんと手を加えてされてるなという認識はさせてもらっています。

議長

1回目が約6,000坪、今回2回目が約8,000坪の計14,000坪になるわけですが、畑地で14,000というとこれは大変な労力が必要です。一番心配するのはマンパワー不足に陥ることはないかな、ということなんですが、私も2反ほど畑をやっていますが、家内と2人で朝から晩までやっても消化しきれないというのが実情です。ところがその数倍です。だから労力的な問題が出てくるのじやないかと懸念しておったのですが、1名か2名か研修生を入れる、という話も聞いております。■も1回目の畑作の際に労力不足を実感されたのだと思います。そういうわけでそういう予定をされていることも聞いていますので、お知らせします。

ほか、なにかございますか。

岡本委員

現農区長が反対されている主な理由とは、何なんですか。理由ははっきりしているんですか。

私の村でもひとりふたりちょっと不安な方がおられて、自治会のすることはみんな反対だという人が、何か物事をしたときに逆に叩かれる、というようなことが過去何回かあったんですけど、そういう状態が昔あったのかな、ということが頭に浮かんだんですけども。農区長が、こうこうで反対だという理由が、我々が聞いても納得できる理由があれば、それでいいですけども。理由が

ないのにただ反対だというのは、ちょっと。

事務局

農区長が反対されている理由としては、資料6裏面の要望事項の4項目「1. 第一工区西側の道について通行の確保」「2. 造成工事の際に傷んだ舗装の補修」「3. 造成法面の保護、土砂流出防止策、排水路の確保等、降雨防止対策の実施」「4. 官民境界の確定」で、農区長はこの4つを実施するよう求めています。これに対して [ ] は、回答内容としてこうしますよという形で回答されているのですが、この内容では不十分だというふうに考えておられる。

11日に会長と一緒に中山下農区を訪問した際には、金尾農区長は、1つ目については道は通れるようにしてくれた、2つ目は道路保全課の関係の話だと、4つ目はお互い立ち会って確認すればすむ話だと、ただ3つ目の造成法面の保護について、里道の横の斜面が距離を置かず急となっているので、これについて対策してほしい、対策するよう指導してほしい、とのお話であったので、これについては [ ] に農区からの希望を伝え対処を指示しましたが、回答のとおり実害が発生すれば自己の責任と負担において除去する、との回答でした。あわせて農業委員会に対して畑地転換等指導要領をしっかり運用して適用していくといふ話と、これが同意できない理由だと受け止めています。

岡本委員

今の話を聞いていたら、現農区長は、農区長という役職の立場から反対であって、自分が一般の農家であれば賛成に回ってもいいという風に聞こえたんですけども。農区長の立場から法面とかそういうのを、他の農家の人が一応賛成されていると聞いたんですけども、立場上の反対かな、という気もするんですけども。自分が農区長であるという自覚というのか責任というのかをもっての発言かなと。そない言うたら前に進まんいうたら前に進まへんし。結局は2年3年されて、きっちりと農業をさせていたら自然に、これは解決される問題だと思うんですけども。今とっぱしのどこで何もわからないので、するもしないのもわからないので、今いろいろこう問題がでているのであって、きちんと、今大塚委員が言われたように、私も畑作を2町ほどやっているんですが、どうしても1反2反は働くだけとか、収穫が終わったところは、なすびとかきゅうりとか終わったところは草ぼうぼうという感じで、今はうれん草を蒔くのに精いっぱいで、ハウスが台風で400メートルほど飛んでしまって、その補修とか張替という感じで、どうしても草ぼうぼうのところが出てしまうんですけども、それを上手いこと1年トータルしたらまあまあきれいにつかっていく状態なんですけれども。地域の皆に見て頂いて、まあまああれくらいの草ぼうぼうは仕方ないと、皆さん承知で見て頂いているんですけども。それもやっぱり、何年という実績があつてのことなんですけれども。一遍に1町6反もタマネギとかジャガイモとかウコンとか本当にできるのかな、というような思いだと思うんですけども。何年かしてその実績があれば自然にこういう問題も無くなると思うんですけども。

議長

岡本委員から、賛成派と反対派とあって反対派の理由としてはどんなものがあつてそれに対してどういう風な回答をしているのだろうというようなことでございましたけれども。

ほかに、なにかございますか。

各委員

ほかにないようですので、第4条の1番2番について、最終採決をはかつて、よろしいですか。

各委員

異議なし。

議長 それでは、第4条の1番2番について、許可相当とすることに賛同いただけの方は挙手をお願いします。

各委員 (全員挙手)

議長 現状、全員の挙手を確認しましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」の1番2番については許可相当とします。

あわせて、事務局から説明があったことでございますけれども、第1回目の畠地転換につきましては、その畠地転換届に対しすでに確認することで結論を頂いている訳ですが、県の方は追認をする形となりますけれども、一応申請書を提出してきなさい、ということですので、申請人から書類が整えば県の方へ上申させていただいて県の判断を仰ぎたいと考えていますので、皆さんご承知いただきたいと思います。

それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

議案第4号 (P7~P9) を説明する。

(農地法第5条の規定による許可申請について)

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、6件の申請が提出されております。

1番5番6番が調整区域の案件、2番3番4番が都市計画区域外の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

書写の田2筆計1,513m<sup>2</sup>につきまして、手柄一丁目の[REDACTED]が、姫路市辻井四丁目の[REDACTED]より「譲り受け、露天駐車場、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、取引先の造成現場にアクセスのよい当地に4台分の露天駐車場と残土や足場材等を置く露天資材置場を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」、現況は「田」となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000m<sup>2</sup>を超えておりませんので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

2番です。

夢前町寺の田166m<sup>2</sup>につきまして、夢前町寺の[REDACTED]が、夢前町寺の[REDACTED]より「譲り受け、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、両親の居宅に隣接して3台分の露天駐車場を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」、現況は一部に「農業用倉庫」が建っており、このことにつきまして始末書が添付されております。

3番4番です。

夢前町古瀬畠の[REDACTED]が、夢前町筋野の田2筆計2,703m<sup>2</sup>につきましては、夢前町筋野の[REDACTED]より「譲り受け」て、夢前町筋野の田204m<sup>2</sup>につきましては、夢前町筋野の[REDACTED]より「賃借権で借り受け」て、「露天資材置場、露天駐車場、仮設倉庫兼仮設事務所を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は「第2種農地」に該当すると考えてお

ります。「事業内容」につきましては、トイレ及び休憩所付の仮設倉庫を建て、3台分の露天駐車場と残土やU字溝などを置く露天資材置場を設ける計画となつております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」、現況は「田」で一部に則り53条確認済の携帯用アンテナが既に建っております。

なおこの案件、転用面積が1,000m<sup>2</sup>を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

5番です。

御国野町深志野の田2筆計1,853m<sup>2</sup>につきまして、御国野町深志野の[REDACTED]が、御国野町深志野の[REDACTED]より「譲り受け、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の「農地区分」は、転用が原則不許可である「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存敷地の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、利用者が急増して手狭になってきた資材置場を拡張するため、新たに園芸品を置くための露天資材置場を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「田」となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000m<sup>2</sup>を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

6番です。

飾東町唐端新の田5筆計2,411m<sup>2</sup>につきまして、大津区天神町の[REDACTED]が、飾東町唐端新の[REDACTED]より「譲り受け、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、再生資源の輸出入販売を行っている譲受人がプラスチック製品類等を仮置きするための露天資材置場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」、現況は「田」となっております。

この案件は、隣接農地の所有者及び耕作者の同意書の添付がなく、その代わりに同意がとれない理由を記載した疎明書が提出されております。疎明書の内容は資料のとおりですが、その内容に間違いはない旨の農区長及び自治会副会長の確認があります。また、富士原推進委員と事務局においても事実であることを確認しております。なお、富士原推進委員から北東部地区協議会において、「農区長と自治会副会長が当該隣接所有者に改めて説明に行ったところ、「転用についてやむを得ないことは理解したが、同意の印は押したくない」とのことであった」との報告を頂いております。なお、譲渡人のうち1名は農区長ですが、関係水利権者並びに農区長等の同意書については、自治会副会長の同意もいただいております。

なおこの案件、転用面積が1,000m<sup>2</sup>を超えておりますので、8月に現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出でおりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

1番、3番、4番、5番、6番については、転用面積が1,000m<sup>2</sup>を超えておりますので、現地調査の対象となります。このうち、6番については、8月に実施済みです。その他の案件については、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しました。メンバーの橋本委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

橋本委員

報告します。

1番ですが、東洋高校から2キロほど南へ行ったところで、■■■自体は手柄にありますが、取引先がこの近くにあるということで資材置場として使いたい、これに対して渡人の方はいいですよということで今回の申請に至った、とのことです。現地は、道沿いで南からと東からの両方から入ることができるので、使用するにはすごくいいと思いました。水路も見ましたが問題ない状態で、ずっと放棄田だったようです。

3番ですが、仮設事務所、露天資材置場などにしたいという申請ですが、夢前の西側の谷の奥に入ったところ、民家も少ないのでなるんですが、ここも道沿いで、隣接に農地はなく、1筆にはすでに携帯用アンテナが建っており、こちらの地番については賃借権でということになります。

5番については、3回目の拡張工事ということで、今あるところの南側になりますが、放棄田で3回目ということですが問題ないかと思います。

6番ですが、8月に地区協で審議されたのですが、隣接農地の所有者及び耕作者の同意書の添付がなく、また申請地の真ん中に隣接農地への水路があるということが判明し、これは青線ではなかったんですが、いろいろ■■■の方で対処されて、水路も確保されるということで今回地区協の承認を得て上がってきたものです。

議長

はい、報告、ありがとうございました。

それでは、質疑応答、補足説明も含めまして、なにか、ございませんか。

各委員

。。。

議長

ないようですので、まずは議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認したので、「農地法第5条の規定による許可申請」についても許可相当とします。

それでは、次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号(P9~P14)を説明する。

[農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について]

農地を貸し借りする場合、農地法第3条の許可を受ける他に、農業経営基盤強化促進法による貸借も認められております。農業経営基盤強化促進法による手続につきましては、農家が農区等を通じて、市の農政総務課に利用権の設定を申し込み、市が農用地利用集積計画にまとめます。この農用地利用集積計画を、農業委員会の決定を経て、市が公告することにより、利用権が設定されることになります。

今回の権利設定は、新規が「31件、52筆、73,985m<sup>2</sup>」、再設定が「35件、74筆、74,297m<sup>2</sup>」、合計「66件、126筆、148,282m<sup>2</sup>」の計画となっております。農業委員会としましては、農地法第3条の許可基準を準用して、決定及び意見についてのご判断をいただくものです。

なお、今年度、農業経営基盤強化促進法に基づき姫路市が定めている基本構想の改正が行われ、下限面積に関する項目が削除されております。よって、今後利用権設定に際して下限面積による制限はありませんので、ご対応をお願いします。ただし、下限面積以外の基準、全部耕作要件等はそのまま残りますの

で、下限面積以外については従前のとおり確認を行っていただくこととなります。

今回利用権の設定を受ける担い手のうち1番から5番の[REDACTED]につきましては、現在耕作面積が0m<sup>2</sup>のため、営農計画書を添付しております。なお、北西部地区農政協議会におきまして、「新規農家に該当するため、事情聴取は必要」との意見となっております。

その他の点については、各地区農政協議会において特に問題点はでおりません。

委員会で決定後、公告することにより、利用権が設定されることになります。令和4年11月15日に権利を設定する計画となっております。

本日の審議の結果を、市農政部務課へ送付したいと考えております。

まずは7番から13番を除く59件について、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各季昌

議長 事情聴取についてですが、北西部地区農政協議会の意見を踏まえ、事情聴取を行う。ということでおよそいいでしょうか。

## 各委員 · 異議加人

「異議なし」の声を得ましたので、11月2日に事情聴取を行いたいと思います。

その他について、なにかござりますか

### 各委員

それでは、ご意見、ご質問はないようですので、決定とすることによろしいでしょうか。

卷之三

〔異議なし〕の声を得ましたので、決定と致します。

#### 【四條の事件】

議長 それでは、[ ] ご退室をお願いします。

[退審]

それでは、7番から13番についてご説明いたします。

この度は、新規の使用貸借権の設定が「7件、12筆、17,471m<sup>2</sup>」の計画となっております。北西部地区農政協議会におきまして、特に問題点はございません。

以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします

議長　只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員　・・・。

議長　それでは、決定することでよろしいでしょうか。

各委員　異議なし。

議長　「異議なし」の声を得ましたので、決定致します。

【**入室**】

議長　■■■■■の案件は決定となりましたので報告します。

事務局　事務局から、今後の利用権設定について、補足させていただきます。

今後利用権設定に際して下限面積による制限はなくなりましたと説明させていただきましたが、農政総務課の担当者によると、利用権設定という制度が中間管理に統合されていくとのことです。その中間管理で貸し付けを受けることができるものは、地域計画で農業を担う者として位置付けられた人、農家、集落営農、法人にしか、貸してもらえないなっていく、という流れがあるようです。これまで個人で利用権設定を受けられていたものが、中間管理に集約され、特に地域計画で認定された農家にしか貸し付けを受けられなくなっていく一方、農地法第3条の許可の判断基準について下限面積要件が存在していましたが、これが撤廃される動きになっています。このことにより、地域計画にのらない細かな貸し借りを農地法が担うようになっていくのではないか、との見立てです。中間管理で地域計画に基づき農業を担う者に農地の集約化を行い、農地法ではその地域計画の達成に支障がないところで個人的な貸し借りを担っていくようになっていくのではないか、などと農政総務課の担当者と話をしました。詳細なことは今後確定した段階でご説明していくこととなりますが、まずは簡単にお知らせさせていただきます。

議長　ありがとうございます。

それでは、これより報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局　報告第1号（P15）を説明する。

〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について〕

〔農地中間管理事業の決定に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る事情聴取について、9月にご審議いただきました新規農家2件の事情聴取を、10月5日に実施していただきました。当日は、どちらもご本人が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しております。

次に、農地中間管理事業の決定に係る事情聴取につきましては、ご本人が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付で農業委員会の決定を市農政総務課へ通知しております。その後告示され、11月1日より利用権が設定されております。

議長　有り難うございます。この事情聴取の概要報告を、田中委員からお願いします。

田中委員

報告します。

1番の方ですが、不動産業をされている方で、家は古い農家であって、農業は昔からなじみがあり、兄の農地を数年前から耕作されていたとのことです。全くの素人ではない。今回取得する農地は草刈りこそしてきてあるがすぐに耕作を始められる状態ではなく、まずは耕して施肥を行い2年ほどかけて始めたい、とのお話をしたが、できるだけ早く作付けを始めてほしいと話しておきました。作った作物は、朝市のようなものを有志で始めていきたいとの夢を語っておられました。意欲のある方と見受けられました。

2番の方は、工務店をされており、家を買ったが家に田畠がついていたため、農業を始めることとなったとのことです。現住所地で自治会長をされており、この住所では工務店とする考え方のことですが、農業機械は妻の実家が新宮にあり、そこから借りるか買うかする考え方のことでした。農地をきちんと管理していくとの決意を聞いています。

3番の方ですが、40代の方ですが、7年ほど前から夫の親の農地で畑をしていると、有機栽培の方法を学んで知り合い等に配ったりしていたが、この度本格的に取り組みたい、とのことです。市外の方ですので、誰が耕作しているか分からんということにならないよう、農区長、地域と連絡を取り、はじめてくださいね、とお願いしておきました。

議長

はい、詳しい報告ありがとうございます。

次に、報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号（P16～P17）を説明する。

〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、9月9日から10月6日の間に受け付けたもの、5件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。

お目通しをお願いします。ご意見ご質問等ありますか。

・・・。

特にないようですので、確認といたします。

次に、報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号（P18～P23）を説明する。

〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、9月9日から10月6日の間に受け付けたもの34件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。

少し時間を取りまして、お目通しをお願いします。

それでは、何かご質問等ございませんか。

・・・。

各委員

3番の案件について、昭和59年にすでに受理済であるのに、なぜ再度受理

議長

事務局

されているのでしょうか。

昭和59年に5条届を受理していますが、転用工事は行われず現況は田のままで、当時から相続が2回発生しており、確認の意味でも再度届出をしたいとのことであったので、1度しか届出は受けないとの制限もないことから、再度の届出を受けたものです。

議長

わかりました。

ほかに、なにかございますか。

各委員

それでは、報告第3号について確認することによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。

次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第4号（P24～P26）を説明する。

〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が4件、使用貸借契約の解約の通知が11件ございました。利用権に該当するものは3件で、うち、農地中間管理事業に該当するものは1件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

特にないようですね。

次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第5号（P26）を説明する。

〔畠地転換届について〕

畠地転換届について、この度は、2件の届出が出ております。

1番です。

網干区宮内の田2筆計967m<sup>2</sup>につきまして、網干区垣内中町の[ ]及び耕作者の[ ]より「水利の便が悪く、水稻耕作に適さないため、埋め立て畠として利用したい。」との届出です。現況はすでに「畠」となっております。

この案件は、隣接農地の所有者及び耕作者の同意書の添付がなく、その代わりに同意がとれない理由を記載した申出書が提出されております。

その申出書によりますと、その隣接所有者とは農地境界において相手方の越境によるトラブルを抱えており、今回の件で接触しないほうがよいとの農区長のアドバイスに従ったもの、とのことで、事務局においても農区長にその事実確認をしております。

2番です。

網干区宮内の田452番につきまして、網干区宮内の[ ]より「水利の便が悪く、水稻耕作に適さないため、埋め立てて畑として利用したい。」との届出です。現況はすでに「畑」となっております。

どちらの案件も、中南部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。各担当委員より「適当である」との意見を頂いております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

有り難うございます。

なにか、ご質問等ございませんか。

各委員

特になくようですね。それでは、報告第5号について、確認とさせていただきます。

それでは、次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第6号(P28)を説明する。

[県許可案件の許可状況について]

県許可案件の許可状況について、9月は7件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議長

報告、有り難うございます。

次に報告第7号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第7号(P29)を説明する。

[農業経営改善計画(認定農業者)の認定について]

報告第7号、農業経営改善計画の認定について、8月、9月の会長決裁分です。

1番の筋東町唐端新において施設野菜を作付けしている[ ]と、2番の網干区津市場の雑種地において施設野菜を作付けしている[ ]につきまして、市長へ、どちらも、営農している土地は適切に利用されており、農業の経営拡大及び利益率の向上など改善に向けた取り組みをされていることから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。

その結果としまして、[ ]は9月11日付で、[ ]は9月26日付で認定したと姫路市長より通知がありましたので、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見等ございませんか。

各委員

……。

それでは、報告第7号について、承認することでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。

それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後4時 終了)

議事録署名委員

(議長)

岸本英夫

---

(署名委員)

大塚正穂

---

(署名委員)

福永利一

---